

## はり・きゅう、あん摩・マッサージ施術療養費等の請求に関する注意事項

代理受領による委任払いの取扱いについては、福祉局保険年金課（給付グループ又は医療助成グループ）に必要書類（はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の免許証（写）、施術所の開設届（写）、定款等）の提出が必要です。詳しくは、福祉局保険年金課（給付グループ又は医療助成グループ）までお問合せください。

### ○ 代理受領による委任払いの取扱いに関する基本事項

- (1) 療養費の額については、支給基準（厚生労働省告示）に基づいて支給します。
- (2) 代理受領による委任払いの取扱いは、以下に該当する場合に認めています。
  - ・ 施術所に従事する施術師の方で、当該従事する施術所の所在地が大阪府内であるか又は大阪市に隣接する市町村にある場合
  - ・ 専ら出張のみによってその業務に従事する施術師の方で、当該施術師の住所地が大阪府内であるか又は大阪市に隣接する市町村に有している場合
  - ・ ただし、住所地特例により大阪市国保資格を有する被保険者に施術を行った場合は、大阪府外でも認めます。
- (3) 医療費助成分の請求は、大阪府内での施術に限り認めます。ただし、こども医療費助成については、代理受領による委任払いの対象外です。
- (4) 療養費支給申請書（はり・きゅう用、マッサージ用）については、大阪市専用様式を使用してください。他の様式による申請は、受け付けません。
- (5) 療養費支給申請書の提出方法（編綴等）については、福祉局保険年金課（給付グループ又は医療助成グループ）の指示に従ってください。
- (6) 月遅れの請求は、原則認めません（ただし、返戻等で事務処理が遅れる場合を除く）。
- (7) 請求開始時期については、代理受領による委任払いの取扱い手続きが終了した翌月の施術分より受付をします。
- (8) 医療費通知等により被保険者から疑義等の申立てが発生した場合は、代表者（代理受領による委任払い取扱届出書で提出している代表者又は施術管理者）等に対して調査を依頼しますので、依頼された代表者等は速やかに調査を行い、結果を報告してください。
- (9) 次に掲げる事項に該当した場合は、代理受領による委任払いの取扱いを取り消します。
  - ・ 本市が定める事項を遵守しなかったとき
  - ・ 療養費の請求内容に不正の事実が認められたとき
  - ・ その他、代理受領による委任払いの取扱いを認めることが不相当と認められるとき

### ○ 基本的な請求事務の流れ

- (1) 月単位で各療養費支給申請書（前月施術分）を毎月17日までに提出してください。

#### 【提出先】

- ・ 大阪市国民健康保険分（国民健康保険療養費支給申請書）については  
→ **大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ**
- ・ 医療費助成分（老人医療費助成療養費支給申請書、一部負担金相当額等一部助成療養費支給申請書、重度障がい者医療費助成療養費支給申請書、ひとり親家庭医療費助成療養費支給申請書）については  
→ **大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 医療助成グループ**

- (2) 申請書の内容審査・資格審査を行います。  
なお、内容審査・資格審査の結果、エラーとなったものについては、施術料の支払いを行わず、過誤付箋に過誤内容を明記のうえ、申請書に添付して返戻します。
- (3) 提出月の翌月末に、「支払明細書」「振込通知書」及び、返戻分の申請書を送付します。
- (4) 提出月の翌々月の15日に医療費助成分、20日に国民健康保険分の施術料を指定口座に振込みます。(振込み日が休日の場合は、基本的には直前の開庁日)
- 【例】10月施術分の場合
- ・11月17日までに申請書を福祉局生活福祉部保険年金課（給付グループ又は医療助成グループ）に提出して下さい。
  - ・12月中旬までに、内容審査及び、資格審査等を行います。
  - ・12月末に、「支払明細書」「振込通知書」及び、返戻分の申請書を送付します。
  - ・1月15日に医療費助成分、1月20日に国民健康保険分を支払います。

お問合せ先

福祉局生活福祉部保険年金課

給付グループ 電話 06-6208-7969

医療助成グループ 電話 06-6208-7972